

00279

本書ノ大キサ國定規格A5判

鳥取縣公報

第千五十二號

昭和十四年八月四日

金曜日

告示

◆鳥取縣告示第四百八十八號

鳥取市都市計畫事業溫泉街土地區劃整理施行規程ノ件昭和十四年八月一日認可セリ

昭和十四年八月四日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

◆鳥取縣告示第四百八十九號

因伯牛犢生產檢查規則第一條ニ依ル生產檢查ヲ左ノ通施行ス依テ昭和十四年三月十四日ヨリ同年五月三日ノ間ニ於テ生產シタル犢ノ所有者又ハ管理者ハ該犢ヲ所定ノ検査所ニ牽付ケ検査ヲ受クヘシ

昭和十四年八月四日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

八月一日	檢查所	檢查所	檢查區	域	牽付時	日
佐治村	加瀬木	佐治村	見喬	雄		
佐治村	佐治村	佐治村	喬	雄		
午前九時						

00280

八月二日	八丹	東比	村村	東南	八丹	東比	村村	同
八月三日	大安	御部	村村	安市ノ谷井	大安	御部	伊村	同
八月四日	隼	伊村	見鹽	楓ノ上中	隼	伊	私都	同
八月五日	下私	都村	大河中	家坪	下私	都村	私都	同
八月六日	賀茂	村	新河中	合原	賀下	私都	私都	同
八月七日	山形	鄉村	河中	原	山形	鄉村	私都	同
八月八日	智富	岐師	野	原	智富	岐師	私都	同
八月九日	頭澤	區村	新市	見	頭澤	區村	私都	同
八月十日	中上私都	岐師	麻王寺生	原	中上私都	岐師	私都	同
八月十一日	國英中	岐師	麻王寺生	原	國英中	岐師	私都	同
八月十二日	用社瀬	村畜	市場藏	午前時	用社瀬	村畜	私都	同
八月十四日	散西岐	家村	畜市	午前時	散西岐	家村	私都	同
八月十五日	河上原	佐牛	貢戶	午前時	河上原	佐牛	私都	同
八月十六日	船岡家畜	市	場	午前時	船岡家畜	市	私都	同

00281

現 在 道 路 線	鳥取縣知事	副	見	喬	雄	變更道線	變更道線	變更道線
東伯郡西鄉村大字伊木字中河原三五三ノ一番	東伯郡西鄉村大字伊木字中河原三五三ノ一番							
地先ヨリ東伯郡倉吉町大字堺町二丁目九二〇	先ヨリ東伯郡倉吉町大字宮川町字池ノ上一二七							
番地先ニ至ル間	ノ二番地先ヲ經テ同町大字堺町二丁目九二〇番							
昭和十四年八月四日	昭和十四年八月四日							
◆鳥取縣告示第四百九十號								
府縣道鳥取倉吉線中左ノ通其ノ路線ノ認定ヲ變更シ變更道路ノ地域ヲ以テ其ノ區域ト定メ橋梁ト共ニ								
本日ヨリ供用ヲ開始ス								

東伯郡西鄉村大字伊木字中河原三五三ノ一番
地先ヨリ東伯郡倉吉町大字堺町二丁目九二〇
番地先ニ至ル間

現 在 道 路 線 副 見 喬 雄 變更道線
東伯郡西鄉村大字伊木字中河原三五三ノ一番地
先ヨリ東伯郡倉吉町大字宮川町字池ノ上一二七
ノ二番地先ヲ經テ同町大字堺町二丁目九二〇番
地先ニ至ル間

00282

◆鳥取縣告示第四百九十一號
軍馬資源保護法第二條ニ依ル昭和十四年軍用保護馬検定期日、場所及區域左ノ通定メラル

昭和十四年八月四日

鳥取縣知事

副見喬雄

喬

雄

昭和十四年軍用保護馬検定期日實施表

檢定期日	郡市區	檢定部	區域	檢定場
同 (午六 後日)	岩美郡 岩美市	全		
九月五日	八頭郡	部	區域	河袋原町
同 (午六 後日)	鳥取郡 鳥取市	全	區域	河袋原町
	神戸村、大和村、美穂村、大正村、豊實 村、湖山村、吉岡村、東鄉村、明治村、松 保村、千代水村、大郷村、末恒村	千代河原	河袋原町	河袋原町
	鳥取市	家畜市場	河袋原町	河袋原町

同十日	同九日	同八日	同七日	同六日
西伯郡	整理日	東伯郡	東伯郡	西鄉村、日下村、長瀬村、橋津村、舍人村 東鄉村、松崎村、淺津村、花見村、三朝村 三徳村、小鹿村、旭村、竹田村、倉吉町、 小鴨村、上小鴨村、矢送村、南谷村、山守 村、北谷村、高城村、社村、上北條村、中 北條村、宇野村、泊村
來屋町、				灘手村、下北條村、築村、大誠村、由良町 逢束村、市勢村、伊勢崎村、上郷村、下郷 村、古布庄村、八橋町、赤崎町、成美村、 以西村、安田村、上中山村、下中山村
淀江町				小天鴨神村 野

00284

同	十一日	米子市	米子市、境町、上道村、余子村、中濱村、大篠津村、和田村、富益村、夜見村、成實村、天津村、大國村、法勝寺村、上長田村、東長田村、手間村、賀野村、武德村、五千石村、幡鄉村、大幡村、春日村、渡村、彦名村、外江村、崎津村	溝口町 皆生競馬場
同	十二日	米子市	二部村、八郷村、溝口町、日光村	江尾村 舊小學校跡
同	十三日	西伯郡	根雨町、神奈川村、江尾村、米澤村、日野村	日野上村 三榮家畜市場
同	十四日	日野郡	黒坂町、大宮村、阿毘綠村、山上村、多里村、日野上村、福榮村、石見村	日野上村 三榮家畜市場
同	十五日	整理日		

備考

検定開始時刻ハ特ニ通告ナキトガ午前八時ヨリ、午後ハ一時ヨリトス

嘱託者	解囑者	鳥取縣知事	副見喬雄	年月日
野口正彦	谷口重幸	鳥取市(美保區)	鳥取市廳	昭和十四年八月四日
小林孝惠	岸本健次	鳥取市(稻葉區)	鳥取市廳	
田中壽太郎	水石友	岩美郡津ノ井村	岩ノ井美村役場	
田中幹夫	宮石正美	氣高郡中鄉村	氣高郡中鄉村役場	
宮本一男	岡本多美藏	氣高郡明治村	氣高郡明治村役場	
戸崎正紀	宮城巖	東伯郡花見村	東伯郡花見村役場	
小嶋豊	矢城一	東伯郡高城村	東伯郡高城村役場	同

中 山 敏 夫 野 坂 恭 平 西 伯 郡 大 幡 村 西 伯 郡 大 幡 村 役 場 同

◆鳥取縣告示第四百九十三號

氣高郡末恒村大字内海四九番地

三 橋 善 兵 衛

右者ニ對シ左記游泳場ノ開設ヲ許可シタリ

昭和十四年八月四日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一 名 稱 白 兔 海 水 泡 場
二 所 在 地 氣高郡末恒村大字内海字白兵六八八番ノ二地先
三 開 設 期 間 自 七 月 二 十 日
至 九 月 十 日

◆鳥取縣告示第四百九十四號

米子市皆生一七五〇ノ三七

皆 生 溫 泉 土 地 株 式 會 社

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一 名 稱 白 兔 海 水 泡 場
二 所 在 地 氣高郡末恒村大字内海字白兵六八八番ノ二地先
三 開 設 期 間 自 七 月 二 十 日
至 九 月 十 日

昭和十四年八月四日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

00287

二 所 在 地 米子市皆生溫泉海岸
三 開 設 期 間 自 七 月 二 十 五 日
至 八 月 三 十 一 日

◆鳥取縣告示第四百九十五號

左記墓地ハ今回改葬整理ヲ要スル事トナリタルモ緣故者不明ノモノアルニ付有縁者ハ昭和十四年八月十七日迄ニ管理者高濱町長宛申出ラルベク若シ右期日迄ニ申出ナキトキハ管理者ニ於テ適宜改葬スペキ旨照會アリタリ

昭和十四年八月四日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

福井縣大飯郡高濱町蘭部第五十六號堀切八番

第五十七號東富多亦十一番

第五十八號富多亦十二番

第五十九號東須圭十四番

第五十九號東須圭十五番

第六十二號西濱三番

第六十二號西濱四番ノ二

00288

北海道浦河郡荻伏村字東榮六一番地（舊字地番大字後邊戸村一番地）後邊戸墓地ハ今回廢止ノ爲改葬ヲ要スル事ト爲リタルモ緣故者不明ノ墳墓アルニ付有縁者ハ昭和十四年八月十二日迄ニ管理者荻伏村長宛申出ラルベク若シ右期日迄ニ申出ナキトキハ管理者ニ於テ適宜改葬スペキ旨説會アリタリ

昭和十四年八月四日

鳥取縣知事 副見喬雄

◆鳥取縣告示第四百九十六號

昭和十二年十一月鳥取縣令第四十九號「トラホーム」豫防法施行細則第三條ニ基キ左記區域一部ノ住民ニ對シ別記日時場所ニ於テ「トラホーム」検診ヲ施行ス

昭和十四年八月四日

鳥取縣知事 副見喬雄

日 時	區域	檢診ノ場所	クベキ受者
自八月五日午前八時 至八月五日午後十一時	氣高郡千代水村	千代水尋常小學校	昭和十三年四月一日以降ニ出生シタル者
自八月五日午後三時 至八月六日午前二時	同大正村	大正尋常小學校	
自八月六日午後二時 至八月八日午前十九時	同末恒村	末恒尋常高等小學校	

自八月七日午前十八時 至八月七日午前十一時	同松保村	松保尋常小學校	
自八月七日午後一時 至八月八日午前十九時	同大鄉村	大鄉尋常高等小學校	
自八月八日午後三時 至八月九日午前一時	同東鄉村	東鄉尋常高等小學校	
自八月九日午前二時 至八月十日午前九時	同豐實村	豐實尋常高等小學校	
自八月十日午後二時 至八月十一日午前九時	河内分校下村	河内分校	
自八月十一日午後二時 至八月十三日午前九時	同美穗村	美穗尋常高等小學校	
自八月十三日午後二時 至八月十二日午前九時	同大和村	大和尋常高等小學校	

00290

自八月十四日午前十時至後二時 同 岩坪神校戸下村 岩坪分校教場

◆鳥取縣告示第四百九十八號

市街地建築物法第七條但書ニ依リ左ノ通建築線ヲ指定ス

昭和十四年八月四日

鳥取縣知事 副見喬雄

鳥取驛前第一土地區劃整理組合

組合長井上光美

一 關係土地ノ地目地番 鳥取市今町二丁目八番ノ一地（宅地）

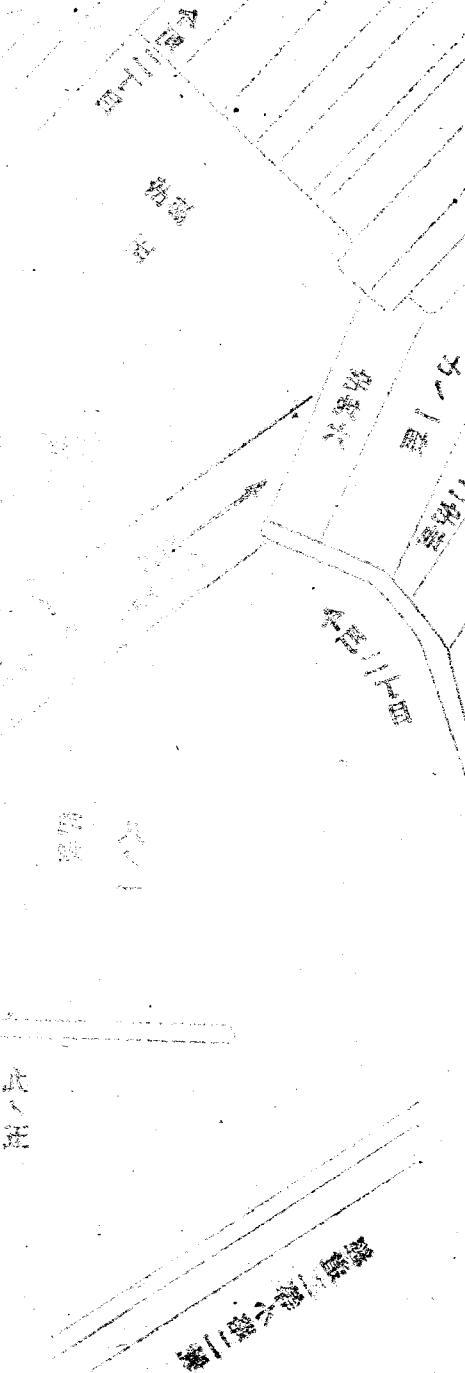
同 同

五番地（同）

六番地（同）

三一、五〇メートル

一 建築線ノ延長距離
建築線間ノ距離
左記圖面ノ通



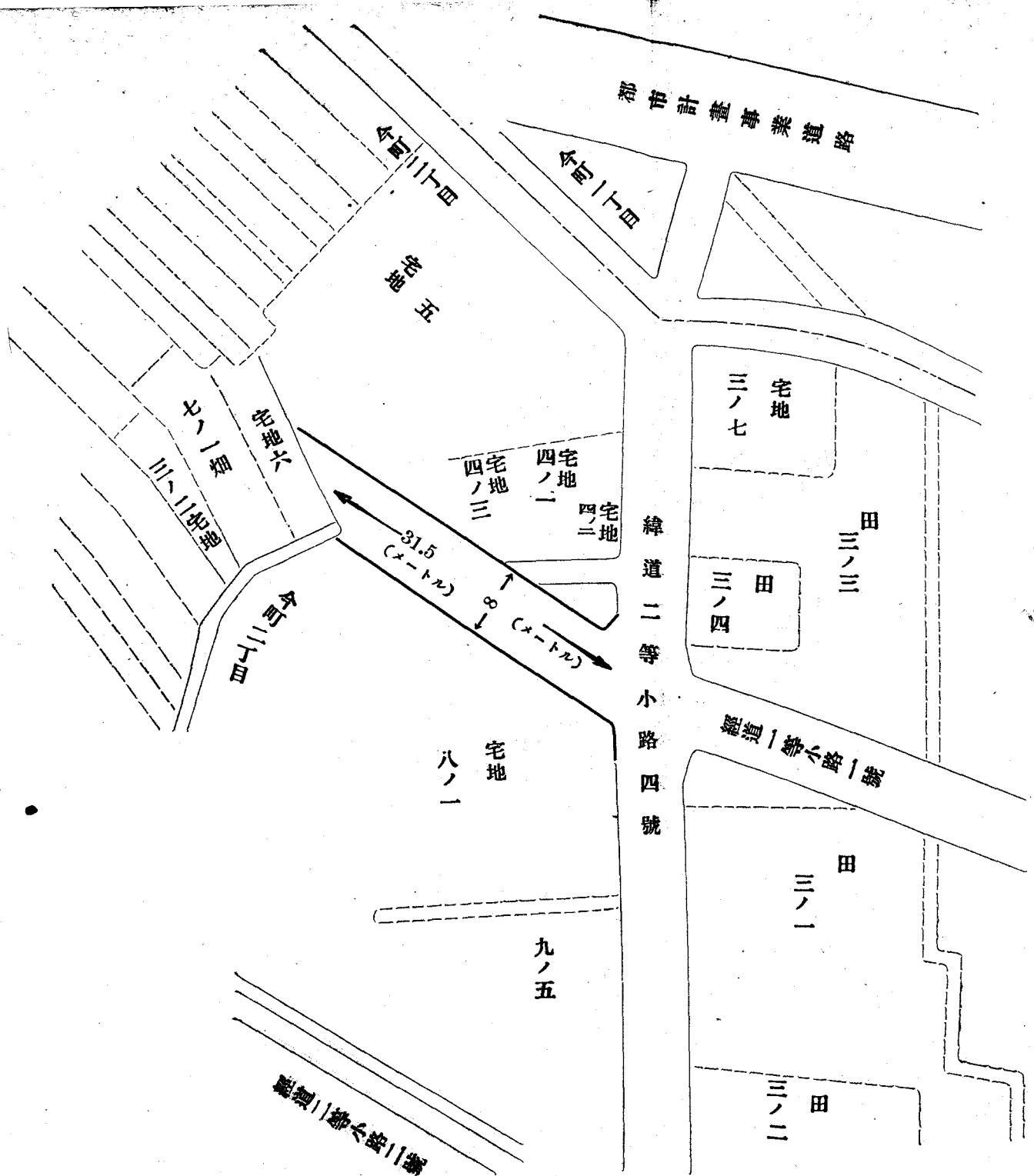
鳥取市今町二丁目

(縮尺 六〇〇分之一)

00291

凡例

指定建築線
現存道路及通路
町地番界



00292

鳥取縣告示第四百九十九號
市街地建築物法施行細則第二十五條ニ依リ左ノ通假設建築物建築ノ件許可セリ

昭和十四年八月四日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

一 建 築 主 住 所 氏 名	鳥 取 市 川 端 四 丁 目 六 四 番 地 井 口
一 建 築 物 の 所 在 地	鳥 取 市 川 端 四 丁 目 六 五 番 地 々 先
一 建 築 物 の 用 途	木 造 瓦 葺 平 屋 建 一 棟
一 建 築 物 の 构 造	建 築 面 積 二 二 、 八 九 平 方 米
一 建 築 物 の 面 積	突 出 セ ル 部 分 二 二 、 八 九 平 方 米
一 命 令 事 項	

命

令

事

項

一 本建築物ノ存續期限ハ都市計劃事業實施迄トス
一 前項ノ存續期限満了ノ時ハ都市計劃事業實施者ノ指定スル期日内ニ無償ニテ本建築物ヲ除却
スペシ

一 本建築物ヲ他人ヘ譲渡シタル場合ハ十日以内ニ届出ヅベシ
一 知事必要アリト認ムルトキハ本命令書ノ條項ヲ増減若ハ變更スルコトアルベシ

◆鳥取縣告示第五百號
昭和十四年七月產婆名簿登錄者左ノ如シ

昭和十四年八月四日

00293

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

本籍 鳥取縣八頭郡大伊村大字下野三五六番地
 所在 鳥取縣八頭郡大伊村大字下野三五六番地
 昭和十四年七月二十六日 第八〇九號登錄

明治四十五年二月二十一日生

大正七年六月十五日生

子

谷 尾 峰

千 歲

大正

七

年

六

月

十五

日

生

本籍 鳥取縣八頭郡西鄉村大字小河内三四八番地
 所在 鳥取縣八頭郡西鄉村大字小河内三四八番地
 昭和十四年七月二十六日 第八一〇號登錄

大正七年六月十五日生

子

谷 尾 峰

千 歲

大正

七

年

六

月

十五

日

生

◆鳥取縣告示第五百一號
 昭和十四年本縣事務職員詮衡試驗ヲ左記要項ニ依リ實施ス
 受驗希望者ハ九月二十日迄ニ總務部人事課宛出願スベシ
 昭和十四年八月四日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

鳥取縣事務職員詮衡試驗實施要項

日 時 昭和十四年九月二十八日 午前七時五十分出頭

場所 縣會議事堂(鳥取市東町)
 願書受付期限 九月二十日迄
 願書受付場所 鳥取縣總務部人事課
 試驗時間割

時間	試験科目	
	甲ノ部(判任官)	乙ノ部(縣吏員)
自前八時五十分	地理、歴史	地理、歴史
至八時五十分	地 理、歴 史	地 理、歴 史
九時五十分	講 讀、作 文	講 讀、作 文
一〇時五十分	行政法 大意	公 民 科
一一時五十分	數 學(珠算ヲ含ム)	算 術、珠 算
一一時五十分	口 述	口 述
一一時五十分	後 三、〇〇	後 一、〇〇

六 受驗者携帶品 鉛筆或ハ萬年筆、算盤、定規

七願書様式

(甲) 判任官、同待遇 事務員詮衡試験受驗願
(乙) 縣吏員、雇 事務員詮衡試験受驗願

鳥取縣事務職員詮衡試験相受度候條別紙履歷書相添此段及御願候也

年 月 日

詮衡試驗委員長 清水谷徹殿

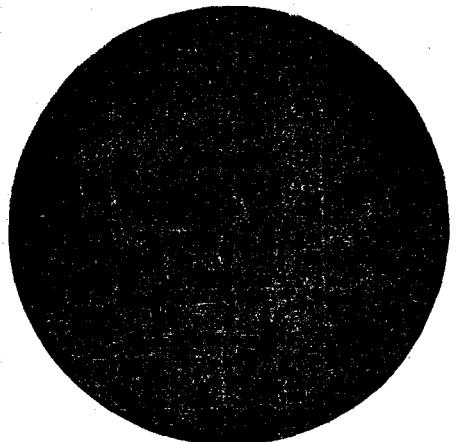
名印

「注意」

- 一 受驗願書ニハ「甲」「乙」ノ別ヲ明記スルコト
- 二 現在縣ノ職員ニシテ履歷書ヲ人事課ニ提出シ居ル者ハ履歷書ノ添付並ニ現住所ノ記載ヲ要セザルモ勤務課所名及現職名ヲ氏名ノ右ニ記載スルヲ要ス

00296

事變特報



彙

報

第十五號

舉國一致
盡忠報國
堅忍持久

00295

00298

市町村長會議に於ける知事訓示要旨

(昭和十四年七月二十四日)

本日茲に縣下市町村長各位の會同を煩し、過般開催の地方長官會議に於て示されたる政府施政の方針を傳達し併て時局重要な事案に關し所信の一端を披瀝し各位の善處と協力を求め相共に力を竭して奉公の誠を効したいと存するのであります。

支那事變勃發以來既に二周年を迎へ去る七日全國一齊に之が記念式典を舉行せられたのであります。此の間皇軍の陸に海に又空に收め得たる偉大なる戰果は世界戰史上未だ嘗つて見ざる所でありまして、支那本土の三分の一、然も其の核心たる廣大なる地域は既に概ね我方の占據に歸し、其の都市・産業・經濟・交通・資源等よりすれば支那の大部分を席捲して居ると稱しても過言でないと信ずるのであります。之れ偏に御稜威の下皇軍將兵の攻むれば取り戦へば勝つと謂ふ勇壯果敢なる奮闘と、銃後國民の熱烈なる努力の然らしむる所でありまして洵に感激感謝に堪へぬ次第であります。殊に護國の英靈となられたる幾多戰歿者及戰傷病者に念ひを致しまする時、到底言辭を以て盡し得ない感慨に打たれ衷心より哀悼と敬意を捧ぐる次第であります。其れと同時に誓つて其の志を空しく一意專心軍務に精進せしめ、前線への反映頗る大なるものあるは眞に慶祝に堪へざる所であり衷心より感謝の意を表する次第であります。

事變の長期と戰局の進展に伴ひ銃後の諸對策は愈々廣汎多岐を極め益々其の重要性を加へて參りますのに鑑み、之が整備強化に一段の努力を要する次第でありますが、軍事後援に關しましては各位の獻身的努力と一般國民の熱誠なる協力とに依り其の成果大に舉り、第一線將兵をして後顧の憂なく一意專心軍務に精進せしめ、前線への反映頗る大なるものあるは眞に慶祝に堪へざる所であります。

00297

目次

- 一 市町村長會議に於ける知事訓示要旨 一九頁
- 一 青少年學徒に賜りたる勅語の聖旨奉體方について (學務課) 二五頁
- 一 軍用保護馬検定受檢要領 (農產課) 二六頁
- 一 輝く令旨奉戴・團旗授與と本縣に於ける警防團旗の授與式 (警務課) 三二頁
- 一 工場未經驗勞働者初給賃金の決定 (保安課) 三二頁
- 一 少年戰車兵の制度創設に就て (社事兵事課) 三四頁
- 一 廉品の一戸一品献納運動 (時局課) 三六頁
- 一 昭和十四年春蠶繭價格協定成立 (農產課) 三七頁
- 一 昭和十四年徵兵検査の結果に就て (社事兵事課) 三八頁
- 一 滿蒙開拓青少年義勇軍募集 (社會課) 四〇頁
- 一 戰歿者遺族の授職補導 (同) 四一頁
- 一 郵便局窓口賣出支那事變國債 (時局課) 四五頁
- 一 政府への金賣却者(承前) (同) 四六頁

うせまり賣に「府政」を全のて凡

畏くも 天皇陛下に於かせられましては昨年十月三日軍人援護に關する優渥なる 勅語を下し賜ひ、且つ巨額の御内帑金を下賜せられましたことは皇恩無疆、聖旨深遠洵に恐懼感激に堪へない所であります。

政府に於きましては此の 聖旨を奉戴し益々軍人援護事業の完璧を期し、御下賜金を以て恩賜人援護會を創立し各道府縣に其の支部を設立すると共に、市町村には國民皆兵の本義を闡明し隣保相扶の道義を基調とする舉鄉一致の銃後奉公會を設けしめ、以て官民一体軍人援護の徹底を圖り只管 聖旨に副ひ奉らんことを期して居るのであります。各位は克く其の意を体し今後一層傷痍軍人の保護、戰歿軍人遺族の援護並銃後遺家族の家庭救護等一般銃後支援事業の強力を圖り、苟も緊張を缺き或は弛緩するが如きことなきを期し之が持続向上に一段の努力あらんことを切望する次第であります。

政府は曩に畏くも 聖斷を仰ぎ奉り確乎不動の國是を樹立し、己に其の必要なる諸般の施策を進められつゝあるは各位の克く熟知せらるゝ所であると信じますが、刻下の急務は事變處理を以て第一とし、之に對する我邦の目的は東亞永遠の安定を確保すべき新秩序の建設完遂に在るのであります。即ち日滿支三國が相提携して政治・經濟・文化の各般に亘り、互助連還の關係を確立し、以て東亞に於ける國際正義の確立・共同防共の達成・新文化の創造・經濟結合の實現を期せんとするに在つて、此の新秩序の建設は同時に世界の平和と文化とに貢獻する所以であります。是れ實に我肇國の大精神であり、國民不拔の信念であつて事變處理の窮極の目的も亦茲に存することを確信する次第であります。

今や戰局の進展と相駢んで廣大なる占據地域に於きましては之の新秩序建設の聖業が著々其の緒につきつゝありますことは、洵に御慶に堪へない次第、めります。併しながら我國内外の情勢に

鑑みまするに、事變の前途は容易、樂觀を許さざるのみならず尙ほ幾多の難關のあることを覺悟せなくてはならないのであります。

斯る時局に直面して飽迄聖戰目的の遂行を期し事變の根本的解決を圖らんが爲には、肇國の本義を闡明して國体觀念の透徹と皇道精神の發揚とを圖り、克く此の重大時局の歴史的意義を認識せしめ更に覺悟を新にして時艱に處し益々軒昂たるの意義を涵養し、各々其の職分に應じて全力を傾注し、相共に協心戮力其の總力を集中發揮し以て萬民輔翼の實を擧げしめることが最も緊要であると信じます。而して今日國を擧げて事變の處理に勇往邁進しつゝあるの現状を見ますは寔に喜ぶべきことでありますが、此際更に一段と人心の緊張を圖つて弛緩荒怠を戒しめ、徒らに眼前の利益に捉はれて國力の充實を等閑に附するが如き、或は利害の背反を殊更に指摘して其の結果を素さんとするが如き等のことなきを期せねばならんと存するのであります。

今や事變は長期建設の段階に入り、更に今後の重大なる新局面に即應する爲には國民精神總動員運動を一層強化し物心一如の舉國實踐運動に推し進めなければならぬと存じます。本縣に於ける本運動も創始以來各位の多大なる協力に依り概ね所期の成果を擧げて居りますが、政府は曩に之が新展開に必要な機構の改組擴充を行ひ、官民一体の舉國實踐運動たるの實を擧げんことを期すると共に新展開の基本方針を決定指示せられましたので、本縣に於きましても直に實行委員會に諮り此の基本方針に基き本運動の持續強化方策を決定し、更に其の徹底を期する爲廳内の機構改正を行ひ、總務部に時局課を新設し國民精神總動員運動を主管せしめたのであります。各市町村に於きましても縣の方針に策應し其の實情に即したる有効適切なる方途を講じ、實績の擧揚に一段の協力あらんことを希ふ次第であります。

國債の圓満なる消化が現下の財政經濟運營の要諦であることは言を俟たざる所であります。今

00301

日迄の國債發行額は極めて大なるにも拘らず頗る良好なる消化状況を示して居りますのは、國民が克く時局を認識し政府の方針に呼應協力致した結果に外ならんと存するのであります。併し乍ら本年度に於ける新規國債發行豫定額は五十九億二千餘萬圓に達し、之に前年度發行豫定の國債にして本年度に繰越すものを考へますときは、本年度に於ける國債の消化は前年度に比較して更に重大性を加へ來たものであると存じます。又一方日満支を通ずる生産力擴充資金として少くとも四十億圓を要する見込でありまして、之の兩者を合し本年度に於ては百億圓の資金蓄積を確保せねばならないのであります。依て政府に於きましては本年度國民貯蓄增加目標額を百億圓と定め、之が獎勵運動を開始せられて居るのであります。本縣に於ける國民貯蓄状況は、昨年六月之が獎勵運動開始以來各方面の協力により大体順調なる成績を示し、本運動の趣旨漸次普及するに從ひ貯蓄も次第に増加し、昨年度に於ては本縣國民貯蓄增加目標額二千萬圓を遙かに突破し二千百六十萬圓に達しましたことは各位平素の御盡力に負ふ所が尠くないのであります。此の機會に深甚なる感謝の意を表する次第であります。本年度に於ては、政府の意を体し昨年度の實績と各方面の意見とを綜合し慎重考究を重ねて新なる獎勵方策を樹て、本年度貯蓄增加目標額を三千萬圓と定め之が實行に萬全を期して居ります。是等國債の消化と謂ひ、貯蓄の増加と謂ひ何れも前年度に比し相當困難を伴ふものと豫測せらるゝのでありますから、各位は此際更に各市町村の實情に即したる具体的方策を樹て一段と本運動の趣旨徹底に努め時局に即應したる徹底的生活の刷新と勤儉力行とを強調し、國民各自の自覺を促し一億一心百億貯蓄の達成に一層協力あらんことを切望して己まさる次第であります。

現下の我國經濟情勢に於きましては、國際收支の改善を圖り對外支拂力を充實せしむることは最も喫緊の要務であります。而して我が對外支拂力を充實せしむるには輸出貿易の伸張に力を致す外貿易外受取勘定の増加策を講じ、入產金の獎勵、民間^{モダニズム}資金の蒐集等に依り對外決済力の充實を期して欣然本運動に參加せしめるやう協力あらんことを切望致します。

事變有終の成果を達成するが爲には國家總動員態勢の完成を期することは刻下の急務であります。殊に重要物資に付きましては物資動員計畫に於て軍需を充足し、輸出を振興し、生産力の擴充を行ひます爲に一般官需、民需に對して緊縮を加へることになつて居りますから一般物資の供給も今後相當制限を免れない考へらるゝのであります。之が爲には國民をして現下の物資需給の實情と物價の抑制の重要性とを充分認識せしめ、堅き決心の下に自我を没却し恣意を抑制し、進んで國策に協力するの氣風を振起せしむることが緊要と存するのであります。而して凡ゆる物資の活用と消費の節約とは刻下國民生活の全分野に於て必行せられねばならぬ重要事項であります。就中軍需資材・輸入物資・輸出可能物資等の消費は之を極力節減して、聖戰遂行及經濟建設其の他の生産力擴充等將來に於ける綜合的國力發展の素地を培養する爲に必要なる資材を確保しなければならないのであります。各位は克く此の意を体し、夫々地方に即應したる適策を講じ最善の努力を拂はれんことを要望する次第であります。

事變の長期に亘るに從ひ、農林水產物就中主要食糧の供給を確保し、又工業原料・軍需及貿易關

00303

係重要農林水產物の増産を圖り、以て軍需及民需を充足すると共に國際收支の改善に努むることは最も緊要の事であります。從つて政府に於ても從來各般の施設を講せられたのであります。特に本年度に於ては時局の進展に鑑み農山漁村をして克く増産の目的を達せしむる爲、各種重要農材水產に付夫々一定の増産目標を定め綜合的なる計畫生産を圖る事とし、各道府縣に對し之が生産を割當ることになつたのであります。依て本縣に於ても之の政府の方針に基き増産數量を確保する爲更に之を各市町村に割當てた次第であります。今や物資動員計畫の樹立に伴ひ資材及労力の不足等幾多困難が豫想せらるゝのであります。農林漁業經營上必要な重要な重要物資に付ては、今後共時局下重要農林水產物の生産に要する必要數量を確保する爲萬全の努力を爲すと共に、資材の使用又は施用の合理化、自給し得らるゝものは出來得る限り之が自給を圖り、労力の調整殊に應召農山漁家に對する勤勞奉仕施設を強化する等各般の施設を講じ、目的遂行に遺憾なきを期して居ります。併しながら目的達成には是等の施設と相俟て農山漁村民の奮起努力に俟たねばならないのであります。

各位は今日の時局に於て如何に此の生産確保が國家の爲喫緊の必要なるかを能く農山漁村民に徹底了解せしめ、奮つて其の業とする所に精勵邁進するやう格段の御盡力を切望致します。

以上は刻下の情勢に鑑み地方行政上特に緊要なる時務に就き所信の一端を申し述べたのであります。但し、時局は愈々重大性を加へ、世界は今や再び世界戦争への危機に直面してゐるのであります。この驟然たる國際情勢に處し東亞に於ける唯一の強國として指導的立場を確立し、援蔣諸國の動向如何に拘らず東亞新秩序建設に對する第三國の干渉を斷乎排除し、眞に長期建設を遂行する爲には凡ゆる國家總力の飛躍的増強を期さねばならぬのであります。この國家總力の増強こそ事變解決の鍵であります。各位に於かれましては此の實情を洞観せられ、克く國策の内容を詳にし綿密なる工夫を凝らし、國家の要求と地方民の利害とを渾然融和調整し、緩急を量り機宜を制して之が遂行

に努め綜合國力の發揮に萬遺憾なきを期し、國家の興隆、國民の繁榮の爲全幅の力を傾到せられんことを切望して己まない次第であります。

政府施政方針の委細は地方長官會議に於ける各大臣の訓示寫を御手許に配付致しますから御熟覽の上、其の趣旨の徹底に御協力あらんことを望みます。尙ほ別に指示致す事項に付ては充分なる協議を遂げられたいと存じます。

×

×

×

×



00304

勅語の聖旨奉體方に就て

青少年學徒に賜りたる

去る五月二十二日、畏くも若葉薰る宮城前廣場に於て天皇陛下には全國青少年學徒を御親閑遊はされ同日文部大臣を宮中に召させられて優渥なる

勅語を御下賜遊ばされた事は裏に本報第六號に記した處であるが、軍國多事の際にも拘らず聖慮を青少年學徒に注がせ給ふこと恐懼感激に堪へざる處であつて、凡そ青少年學徒たる者は感奮興起謹みて聖慮を恪循して堅く其の本分を守り、彌々切磋砥礪文を修め武を練り、皇國人たるの資質の練成に専任し、又之が啓導に任する者は深い決意を以て教育の刷新に盡し、率先範を垂るゝは勿論、校の内外に亘る全生活を通じて一貫せる教導に依てその人格を薰化玉成し、以て聖旨に答へ奉り、青少年學徒の父兄母姉に於ても一意子女の訓化教養に心を盡し、

00305

當に自家後繼者たるの教化に止まらずして進んで君國の爲に各其の職に依りて奉公の誠を效す忠孝一致の訓育に努め、學生生徒・教師・父母・郷黨相協力し自奮自勵して大御心を安んじ奉るやう心掛くべき義と信する次第である。

就ては本縣では去る六月十七日付を以て各學校等に通牒を發して縣で決定した「青少年學徒に賜りたる 勅語の聖旨奉體方」を示し、又各學校校會議に於てもこれに關する諮問をなし、各學校に於て其の校規、教育指針並にその内容更に學徒各自の修養及日常生活の實情につき深き省察を加へて、改むべきは之を改め進むべきは之を進むべく速に「聖旨に副ひ奉るべき實踐的具體案を樹て、その實效を擧ぐる様指導する處があつたが、今回又七月十八日付を以て爾後毎年五月二十二日をトして「青少年學徒に賜りたる 勅語の奉讀式」を舉行し、聖旨奉答の決意を新にすると共に、男子中等學校（青年學校を含む）以上に在りては御親閱記念として學生生徒の分列式を舉行し、女子の學徒及小學校上

級に於ても成るべく分列式又は部隊行進等を行ひ、又各學校等に在りては當日夫々神社參拜・武道演練・作業訓練（防空又は非常變災訓練を含む）等實情に依り適宜之を實施するやう通牒した。



軍用保護馬検定

(検査)受験要領

第一 一般に關する事項

- 一 本要領は軍馬資源保護法同施令、同施行規則に基く軍馬保護馬受檢に關し關係市町村に於て爲すべき事項の準據を示すものとする
- 二 軍用保護馬検査に關し關係市町村に於て爲すべき事項に就ては本要領に準ずるものとする
- 三 關係市町村長は檢定業務の圓滑なる進歩を圖るため場内整理業務の進行等に協力すること
- 四 檢定場所在地の市町村長は要すれば所轄警察署長に對し檢定場内外の取締の爲警察官の派遣を依頼すること
- 五 檢定場所在地の市町村長は關係市町村に於て檢定場設備に關する協議をなすこと
- 六 檢定場は概ね左の要領に依り設備し檢定委員長檢定場所在地到着後其の視察を受けてなすこと

- イ 檢定場は成るべく廣場にして整列検査場及細密検査場を設くるに便なる場所を選定すること
- ロ 整列検査場を己むを得ず道路等を利用して設くる場合は交通、危害豫防等に注意すること
- ハ 細密検査場は平坦堅硬にして且歩様検査に適する地積を有すること
- ニ 細密検査場には事務用として机、椅子（腰掛）、手洗器、掃除器具及長鞭等を準備すること
- ホ 雨雪天、烈風等の際と雖も検査並に事務

第三 檢定場に關する事項

00307

に支障なき様設備すること

馬の集合場は市町村毎に區分し且之を標示し人馬の混雜及喧騒を豫防すること

ト 人馬危害豫防に注意するは勿論農作物、建物、立木等を損傷せしめざる如く掲示

其の他の方法に依り徹底せしむること

第四 受検に關する事項

七

市町村長検定期日、検定場及検定區域等に關し知事より通告を受けたるときは馬籍の有無に拘らず検定當日其の市町村に實在する検定を受くべき検定馬を調査し通知書を作り検定日三日前迄に其の馬の飼養者に之を交付すること

市町村長検定委員長より検定期日又は検定場を臨時變更するの通知を受けたるときは直に検定通知書の交付其の他の方法に依り馬の飼養者に通知すること

受検馬に關し豫め注意すべき事項概ね左の如し

イ 受検馬には軍用保護馬検定(査)出場馬連名簿の番號と一致する番號を記載したる札(荷札の如きもの)を頭絡の一定部位に結着すること

ロ 受検馬には頭絡及轡のみを附し他の裝着物を一切脱すること

ハ 咬癖馬には鬃毛に、蹴癖馬には尾毛に夫々適宜の白布を附すること

ト 馬體殊に四肢及蹄は十分手入すること

ホ 整列検査に於て不合格となりたる馬は同日の爾後の検査に出場せしめざること

ハ 検定終了馬は漏なく前蹄に規定の烙印を受くること

ト 法定傳染病以外の傳染病馬は他の健康馬と區分して集合せしめ其の旨検定委員長に通告すること

ト 検査班は通常検定の前日検定場所在地に到着す

第五 検定實施に關する事項

九

検査班は通常検定の前日検定場所在地に到着す

ノ 業務の關係上検査當日検査場所在地に到着す

する場合には豫め所要の事項、關係市町村長に通知す

十 關係市町村長は検定委員長検定場所在地に到着せば検定開始時刻検定實施の爲の警戒整理、進行及危害豫防等に關し打合せを行うこと

検定場所在地の市町村の吏員は補助員と概ね左の事項に關し打合せを行ふこと

イ 検定に關する注意事項の掲示

ロ 検定實施の爲の警戒整理等に關する事項

十一 検定は特に通知ありたる場合の外午前八時開始に付受検馬は午前七時迄に検査場に集合せしむること

十二 検定は整列検査、細密検査及比較検査の順序とす

整列検査には各市町村の受検馬毎に軍用保護馬検定(査)出場馬連名簿記載の順序に適宜の間隔距離を存して一列又は數列に整列せしむること

細密検査は整列検査の合格馬を軍用保護

00308

馬検定(査)出場馬連名簿記載の順序に従ひ一頭宛細密検査場に牽出すること

比較検査は合格せしむべき馬を彼此比較するを要する場合行ふものにして検査すべき馬の範圍、方法等は其の都度検定委員長の指示に依り整列せしむること

同一検定場に於て二箇以上の市町村の馬を同日に検定する場合に於ける市町村の検定の順序は關係市町村の市町村長豫め協議決定すること

但し定刻迄に全部集合しあらざる市町村は之を後廻しとし先着集合済の市町村よろ順次開始するに付集合時間の順行に關しては特別の注意を拂ふこと

ト 検定合格馬の名稱は検定終了後軍用保護馬検定(査)出場馬連名簿に所要の記載をなし検定委員長より市町村長に通告あるを以て市町村長は之に依り馬の飼養者に通告すると共に之を馬籍記載の憑據とすること

00309

十五 市町村長は検定當日受檢馬の馬籍簿其の他の關係書類（検査に在りては鍛錬關係書類共）を検定場に携行すること**十六 市町村長は馬の疾病、傷痍其の他已むを得ざる事由に因る不參馬あるときは検定の當日其の馬の名稱、飼養者の氏名又は名稱及事由を検定委員長に通告すること****十七 關係市町村長は様式第一號（署）に依る軍用保護馬検定（查）出場馬連名簿十通及様式第二號（署）に依る馬に關する概況調書二通を作り検定委員長検定場所在地に到着後検定委員長に提出すること****得ざる事由に因る不參馬あるときは検定の當日其の馬の名稱、飼養者の氏名又は名稱及事由を検定委員長に通告すること****十八 市町村長又は市町村の吏員が馬の飼養者の委任に依り馬牽付の手當及旅費の受領代理人となりたる場合は様式第三號に依る委任狀を、現金の受領を了したるときは様式第四號（署）に依る受領證を検定委員長に提出すること****十九 馬牽付の手當及旅費の計算は左の區分に依ること****二十 前項の場合に於ては市町村長又は市町村の吏員は自己の印額を検定場に携行すること****二十一 したる場合は別に考慮せらる。****二十二 検定委員長の依頼に依り臨時に助手又は人夫の傭入をなす場合の手當は左の標準に依ること****イ 馬取扱人夫 一日 二圓以内****ロ 雜役人夫 一日 一圓五十錢以内**

X

X

X

00310

第六 書類に關する事項**輝く令旨奉戴****團旗授與式****本縣に於ける****警防團旗の授與式****本年四月一日より全國一齊に警防團が結成せられ、今や力強くその第一歩を踏み出しつゝある新生全國警防團員に對し、過る****本年四月一日より全國一****齊に警防團が結成せられ、****今や力強くその第一歩を踏み出しつゝある新生全國警防團員に對し、過る****警防團員ハ大義名分ヲ明ニシ滅私奉公ノ志ヲ堅持スベシ****警防團員ハ義勇ヲ尚ビ責任ヲ重シ身命ヲ挺シテ危難ニ處スベシ****警防團員ハ規律ニ服シ禮節ニ隨ヒ敬愛親和シテ一致團結スベシ****ヲ以テ鄉黨ノ指針ト爲ルベシ**

一 警防團員ハ智識ヲ廣メ技能ヲ磨キ時運ニ
隨テ日新ノ向上ヲ圖ルベシ

又同日内務大臣は、全國警防團の代表に對して警防精神を表徵せる警防團旗を授與せられ此の旗下に渾然一體となつて奉公すべく告示せられたのである。

此の災厄防遏による國土民生の康寧の大使命を負荷して、着々其の整備完遂を期しつゝある本縣警防團に對して七月廿七日縣會議事堂に於て團旗の授與式が舉行せられた。參列者は副見知事以下猪股警察部長縣下警察署長、其の他關係者及縣下百六十九市町村の警防團長副團長、來賓等約五百名參集し、宮城遙拜、國歌齊唱、皇軍將兵及戰歿將兵に對する默禱後、令旨奉讀傳達、團旗の入魂式があつてのち團旗を各警防團長に授與し來賓の祝辭、誓祠朗讀があつて正午嚴肅裡に閉式した。



工場未経験労働者

労働賃金に對する國家意志の立法化は諸外國でも計畫實施せられてゐる處であるが、我が國では之が必要を叫ばれて種々研究は行はれて來たけれども今迄その實現を見るに至らず。労働賃金は労働者と資本家の間の自由契約に任せて國家が之に關與する分野は比較的少なかつたのである。

然るに滿洲事變以來殊に今次事變を契機とする軍需產業等の時局關係事業の殷盛に伴つて此の方面に於ける賃金が甚だしく不統制且亂調を示し其の趨勢としても益々昂騰の傾向を示して來て、この様な状態を放置することは總動員目的を達成する上から云つても尠からぬ障礙を來す懼れがあり、軍需を充足し生産力を擴張する爲め現下の物價統制と相俟つて賃金統制を

の初給賃金であつて昭和十四年八月八日以後に於て雇入れる者に付適用するものである。

一 初給賃金の標準

満十二才以上満十三才未満

同十三才同 十四才同 四三錢

同十四才同 十五才同 四八錢

同十五才同 十六才同 五三錢

同十六才同 十七才同 六〇錢

同十七才同 十八才同 六五錢

同十八才同 十九才同 七五錢

同十九才同 二十才同 八五錢

二 最高及び最低賃金

一日の總就業時間（休憩時間を含む以下之に同じ）十時間以内の就業に對するものは

満十二才以上満十三才未満の者 標準額の一割三分二厘

同十三才同 十四才同 一割四分

同十四才同 十五才同 一割六分七厘

同十五才同 十六才同 一割七分

同十六才同 十七才同 二割一分七厘

00313

同十七才 同十八才同 二割一分五厘
 同十八才 同十九才同 二割二分七厘
 同十九才 同二十才同 二割三分五厘
 に相當する額を各其の標準額に加へた額を以て一日の最高制限の額とし、各其の標準額より減した額を以て一日の最低制限の額とする。

三 就業時間十時間を超ゆるもの、賃金

一日の總就業時間十時間を超ゆる就業に對する初給賃金に就ては十時間を超ゆる一時間毎に前號の最高制限の額に其の十分の一に相當する額（一時間未満の就業に就ては此の割合を以て算出した額）を加へた額を以て一日の最高制限の額とする。

四

事業主の都合に依らずして一日の總就業時間が所定就業時間（休憩時間を含む）に満たない場合は、其の日の就業に對する初給賃金は第二號の最低制限の額を下つてもよろしい。

五

請負給制の場合に於ける初給、金の最高、



少年戦車兵の制度創設に就て

陸軍に於ては七月十九日陸軍第三十五號を以て、陸軍諸學校生の採用

00314

規則の改正を行ひ、今回陸軍戰車、校生徒（少年戰車兵）を志願によつて採用する制度を創設し、本年十二月入校せしむべき生徒を同時に召募せらることとなつた。此の制度を新に設けられた趣旨は、皇軍戰車の飛躍的發展に伴ひ優秀なる戰車隊幹部を充實せんとするもので、召募せられる生徒の年齢は入校年の三月三十一日に於ける年齢十五年以上十八年未満で、學科試験は高等小學校卒業程度で、検査は第一次、第二次に分れてゐる。此の光輝ある本年度第一回生徒の召募が發布せられたので、左に其の要項を記し参考に資するから奮つて應募せられたい。

一 採用人員數 約百五十名。
 二 志願者の年齢 大正十年四月二日より大正十三年四月一日迄に出生したる者。

三 志願書類の差出期日及差出先

昭和十四年八月二十五日迄に検査場所を希望する聯隊區司令官

四 採用検査期日

第一次身體検査昭和十四年十月十日より十二日迄に於て検査官の指定する日

第二次検査 十一月二十九日より概ね二日間

日間

五 學科試験の程度及試験科目

國語、數學、歴史、理科
 六 檢査場 各師管區に於ける聯隊區司令部所在地

七

志願票用紙及志願者心得は、本人の請求により教育總監部、陸軍戰車學校又は聯隊區司令部に於て交付する。

八 其の他 學費一切は官費で毎月相當額の手當が支給せられる。

尙志願者は志願の際便宜の試験場を選定することが出来るが、志願票を一旦差出した後は試験場を變更することが出来ないことになつてゐる。又身體検査場は之を指定せられることがある。

最低の制限は月額による。

右の場合に於ては毎月（賃金締切日）の定がある場合は其の最終賃金締切日前一月、雇入後一月に満たない場合はその期間）の稼働日毎に第二號乃至前號に依り算出した一日の最高、最低の制限額とする。但し前號該當の稼働日の最低制限の額は之を零として計算する。

前各號の最高額最低額の算定に當りては錢位未満は四捨五入する。

00315

廢品の一戸一品

其の取扱方法は

(イ) 八月七日を廢品整理日とし各戸では入念に金屬類を整理し廢品となつてゐるもの死蔵せられてゐるもの等を撰り出し、必ず一戸一品以上を献納品として下さい。

八月十五日を期し縣下洩れなく、一戸必ず一品の金屬類廢品を、左により支那事變義金に献納することになりました。

一、皆さんの家庭には罐詰の空罐、菓子の空罐、王冠(瓶の口金のこと)鍋、やかん、ばけつ等の廢品はありませんか、之を捨てず利用を誤らずに活かして大砲の弾丸や戦車、軍艦等戦争に是非必要な重要資源と致し

二、賣上代金は支那事變軍事援護會義金に早め北支に中南支に、滿蒙に又支那沿海の酷暑に打ち克つて、奮闘中の將兵を喜ばせる慰問品等の資金となるのであります。

三、賣却した廢品が重要資源に、其の代金は

(ハ) 各戸に於ける献納品の蒐集、賣却方法は市町村に於て、適宜定にめ十五日一齊に之を廢品取扱業者に賣却します。

(ニ) 賣却代金は支那事變軍事援護會義金として、縣社會課宛送金することになつてゐます。

×

×

×

00316



價格協定成立

定成績の概要を説明後、委員の申出により各側から一名の代表委員を選出する事とし、賣方側は永井委員、買方側から坂口委員が選出せられ

て折衝、兩委員は繭出廻期間中の生絲相場、一般物價關係、近縣協定事情其の他繭價協定に必要な費料に基いて八時間の長さに亘つて意見の交換を行ひ、此の間會長副會長も交つて兩者の意見一致に斡旋する處あり、遂に午後十時半に至つて代表委員の主張が完全に合致を見るに至つたので直に委員會を再開し、本會に諮りて満場異議なく賛成、茲に本縣特約取引繭五十餘萬貫の繭價を決定する標準價格の成立を見るに至つた。

即ち標準價格は

春蠶白繭生一貫每に付 金九圓七十五錢

(東伯) 梅津 (東伯) 永井 (西伯米子) 田山 (西伯米子) 島田 (日野) の九名、買方側代表としては坂口 (日本製糸) 仲野 (郡是鳥取) 稲田

(日本湖山) 野口 (片倉) 水口 (郡是倉吉) 北本 (日本米子) 石坂 (鐘紡籠川) 村上 (新綾部) の八名(外一名缺席)幹事、參與參集、春蠶繭檢

副會長を始め、賣方側代表委員として濱本 (鳥取) 西尾 (岩美) 田中 (八頭) 宮野 (氣高) 椿 (東伯) 梅津 (東伯) 永井 (西伯米子) 田山 (西伯米子) 島田 (日野) の九名、買方側代表としては坂口 (日本製糸) 仲野 (郡是鳥取) 稲田

(日本湖山) 野口 (片倉) 水口 (郡是倉吉) 北本 (日本米子) 石坂 (鐘紡籠川) 村上 (新綾部) の八名(外一名缺席)幹事、參與參集、春蠶繭檢

00317

最低の開差を金十五錢とする事及び養蠶實行組合別繭價については、繭格は漸定法に依り之を七階段に區分し、一階段の格差金は十錢と協定した、尙郡市平均の算定は參與に一任する事として午後十一時三十分委員會を終了した。

翌二十三日は參與會を開いて各郡市平均を左の通り決定した。

鳥取市、岩美郡、氣高郡、八頭郡

白繭生一貫九圓七十五錢

東伯郡は白繭 九圓八十二錢

黃繭 八圓九十五錢

西伯郡米子市は白繭 九圓六十七錢

八圓九十五錢

日野郡は白繭 九圓七十四錢七厘

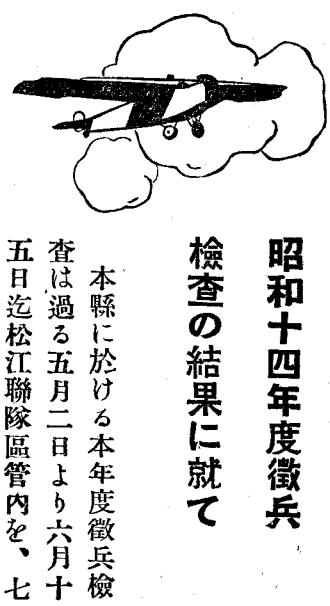
右に基き買方側は直に計算に移り、七月末又

は八月上旬には特約繭全部の價額が賣方に對して支拂はるゝ筈である。

×

×

昭和十四年度徵兵 検査の結果に就て



本縣に於ける本年度徵兵檢

査は過る五月二日より六月十

月一日より七月十八日迄鳥取聯隊區管内を、實

施して全部終了したのである。今その全般に對する、成績及検査に臨場の社事兵事課長の所感を示せば次の如くであつて、時變下の壯丁としては心身の鍛錬體力の向上、トラボーム及花柳病の感染豫防に、尙ほ一段の努力を要すべきものあり又一般社會殊に青年雇傭主は、青年學校義務制實施の趣旨を充分理解せられ、帝國將來を擔當する之等第二國民たる青年の就學に最善を拂はれたいものである。

(一) 壮丁人員は前年に比し一一四名を増加し

てゐるが、入監者二五名、斬不明者六三名、無故不參者四名、疾患不參者四〇名あり之等が依然減少せざるは、此の非當時局に際し誠に遺憾である。

(二) 體格等位は合格者(甲、一乙種)は全壯丁の六八%に達し前年に比し六%を増し、

第二乙種は一七%にして前年は比し六%を減少し、丙丁は一五%にして前年に比し一%を減少してゐる。

以上の状況を綜合すれば縣下の壯丁の體位は前年に比し向上せる事實を示して居り、誠に喜ばしい現象であるが鳥取、米子の市部に於ては丙、丁の劣等なもののが増加して居り、此の點相當考慮すべきである。

(三) トラボーム患者は全壯丁の四、六%にして前年に比し〇、七%を減少せるが、鳥取市、八頭郡、西伯郡に於ては増加してゐる。花柳院患者は一、三%にして前年に

比し〇、一%を減少してゐるが、全頭郡東伯郡、西伯郡に於ては増加してゐる等の忌はしい病氣が依然として絶へないことは何といつても歎かはしい次第である。

(四) 壮丁の服裝は大部分青年學校服を着用し其の他の者も質素なものを着用し、頭髮は全部丸刈りで質實剛健の氣風を示し、態度嚴正、言動又穩健であるが因幡部の壯丁は伯耆部に比し一船に志氣、言動が活潑でない様に見受られた、尙兵役義務の尊重は充分理解せるものと認められた

青年學校不就學者は豫想外に多く、その大部分は他出者であつて其の理由は雇傭主の無理解と、自己の不誠意によるものが多く、中には一部青年學校當局の不親切によるもの等もあり、之等壯丁の時局認識は一般に幼稚なるを免かれず、國民常識としても、就學者と不就學者の相違

00313

は相當甚だしく、青年學校の本旨たる國民訓育の低下は壯丁の體位に影響する處が大であつて、青年學校義務制實施の今日青少年自身は素より指導者に於ても、もつと熱意と誠意とを以て善處せねばならぬことを痛感した。



滿蒙開拓青少年義勇軍募集

我が純眞な青少年諸君が滿洲に渡り、大陸の新天地で農業を通して心身の鍛錬をはげみ、成長してからは滿蒙開拓の中堅人物となることは、小さく見れば青少年諸君の身を立てる爲でもあります。大きく見れば我が國と其の兄弟である滿

一 應募資格

(一) 年齢 數へ年十六歳(早生れは十五歳)から十九歳(但し十二月二日以降生れの者に限り二十歳でも差支なし)迄の者。

(二) 經歴 學歴は尋常小學校を修了した者であることを要しますが、職歴は其の如何を問ひません。

(三) 健康狀態 身體が強壯で現地に於て共

同生活並に農耕に從事し得る事が必要です。

す。従つて學校時代体格検査表に發育概評

「丙」と書いてあつた者や、醫師が診て呼吸

器又は心臓が悪いとか、脚氣があるとか、神經系の疾患があるとか、痔瘡、重症トラ

ホーム其の他惡性の傳染性疾患のある者はいきません。

尙其の他身體に故障のある者は全治後應募するやうにして下さい。

(四) 其の他父兄の承諾があることが絶対必要ですが、本人自身も我が大和民族の先驅として大陸經營の第一線に進んで立つけの鞏固な意志と、満洲に骨を埋める決心を有してゐる者でなければなりません。

二 應募手續

希望者は居住地の市町村長、小學校長又は青年學校長、青年團長、其の他の關係團體長に

申出で其の推薦を経て、左の書類を毎回の募集締切期日(市役所又は市町村役場に問ひ合せて下さい)迄に市町村を経由して縣に提出

洲國との双方の發展に役立ち延いては東洋平和の基礎を築くことになるのであつて之こそ男子としての大きな喜びでありませう。此の點から考へまして、拓務省は從來の壯年者を以て編成する集團農業移民の外に、新に青少年を以て組織する開拓團、即ち青少年義勇軍送出の計畫を樹てまして差當り昭和十四年度に於て三萬人を募集、送出することに決定したのであります。就きましては遠大な理想に燃える全國青少年諸君が多數奮つて此の企舉に賛同せられ、此の募集に應せられんことを切に希望する次第であります。

（一）年齢 數へ年十六歳(早生れは十五歳)から十九歳(但し十二月二日以降生れの者に限り二十歳でも差支なし)迄の者。

（二）經歷 學歴は尋常小學校を修了した者であることを要しますが、職歴は其の如何を問ひません。

（三）健康狀態 身體が強壯で現地に於て共

（イ）願書一通 (ロ) 身上書二通 (ハ) 戸籍抄本二通 尚右の用紙は市役所又は町村役場に備付てあります。

（四）毎回募集締切後、縣より指示せられた日時所定の場所で人物考査と嚴重な身體検査が行はれます。此の詮衡會場への旅費は縣より左の通り支給せられますから詮衡會場へ必ず認印を持参して下さい。

（イ）汽車又は船に乗つた場合 三等又は最下級往復運賃 (ロ) 乗合自動車、馬車等に乗つた場合 陸路の往復が三里以上に亘る場合は一里に付二十錢の範圍内で其の實費

（四）内地訓練所入所 前項の詮衡に合格した者は必ず縣より入所日時を指示せられますから、其の日時に所定の場所に集合の上、縣職員に引率せられ内地訓

00321

練所へ入所するのですが、右の集合場所迄の旅費は縣より左の通り支給せられます。

(イ) 汽車又は船に乗つた場合 三等又は最下級運賃

(ロ) 乗合自動車、馬車等に乗つた場合 陸路が二里以上に亘る場合は一里に付二十銭の範圍内で其の實費

(ハ) 宿泊料 交通不便その他特殊な關係によつて己むを得ず途中で宿泊(船車内を除く)した場合は一人一泊一圓五十銭の範圍内で其の實費(宿屋の受領書を失はぬこと)

尙入所後は訓練所より直接渡満しますから入所前に親、兄弟、親戚友達等へ別れの挨拶をして置かねばなりません。

五 内 地 訓 練

内地訓練は諸君の心身を鍛錬して、滿蒙開拓者として必要な心構へと協同精神を涵養して現地訓練所入所の準備をする目的であるから入所者を夫々各隊に配属させ約二箇月間左の

訓練所で規律正しい訓練を行ひます。
美城縣東茨城郡下中妻村 内原訓練所

訓練終了後は内地訓練所で編成せられた隊毎に指導員に引率せられ東京を經由現地訓練所に向つて渡満します。尙渡満旅行中も訓練中と同様に取扱はれるのです。

七 現 地 訓 練

現地訓練は滿蒙開拓青少年義勇軍の本旨に則り、農業、武道、教練、學科等の實修を通して、原則としては約三箇年間左の五大訓練所で行はれるのですが、必要によつては現地の實情に即した實地訓練を行ふ爲數箇所の小訓練所で行ふ場合もあります。

訓練所名 所 在 地 最 寄 驛 名

嫩江	龍江省嫩江縣伊拉哈	寧墨線伊拉哈
寧安	牡丹江省寧安縣沙蘭鎮	圖佳線東京城
鐵驪	濱江省鐵驪縣鐵驪	濱北線綏化
勃利	三江省勃利縣桃山	圖佳線勃利
吳黑河省孫吳縣孫吳		北黑孫吳

尙大訓練所には本部に所長以下士官、醫師等の職員を配置してゐる外に、概ね一千人に付十二人の指導員を附して指導の任に當らしめてゐます。

八 問 合 せ

詳細は左の何れかにお問合せ下さい。



戰 殲 者 遺 族 の 授 職 補 導

市役所又は町村役場、學校、青年團、縣學務部、縣聯合青年團(縣廳内)、拓務省拓務局東亞第二課又は同局内海外移住相談所(東京市麹町區霞ヶ關一丁目)、滿洲移住協會(東京市麹町區内幸町大阪ビル内)、大日本聯合青年團(東京市四谷區明治神宮外苑)、滿洲拓植公社東京支社(東京市麹町區内幸町大阪ビル内)

戦傷病歿軍人軍屬の家族は實に名譽ある家の家族にして生活に窮し、この名譽を詭損するやうな事があつては、戦死者に對し又國家に對して相濟まぬ次第であるからこれ等の遺族に對しては充分なる援護の手をつくしてその自活の道を拓くやうに努めなければならないのである。

依つてもしこれ等の遺族にして新に職を得ようとしてこれが補導を要する者には縣に於て取導の途を講ずる事とし、市町村長に於てその取扱を實施することとなつた。該當者は素より、鄉黨の各位に於てもよくこの點を了知せられてこの授職補導の實を擧げるやう協力せられたい。(1) 授職補導を受くる者の範圍は戦歿者の寡婦

00323

遺兒、その他の遺族であるが、その弟妹等に對しては戦歿者より事實上扶養を受けて居た者に限る。

(2) 授職内容は 和服裁縫・ミシン裁縫・産婆・看護婦・結髪・調髪・タイピスト・自動車運轉手その他適當なる職業

(3) 補導所は學校・養成所・商店・個人其他適當なる場所

(4) 経費は職業の種類・家庭の資力其の他の事情を考慮し、眞に必要なる程度の支給をなすもので、本経費は委託先に縣より直接支拂ふものである。

委託先からは毎月その月分宛を縣に請求して受取ることになつてゐる。

◆職業補導願(様式)

一 補導ヲ受ケントスル種類
一 補導志願者
本人ノ 氏名 年月日
同 氏名 年月日

右職業補導相受度候條御許可相成度此段及御願候也
同現住所
年月日
出願人
何某同
籍
本現
現住所
職

知事宛

◆請求書(様式)

一金
是ハ昭和□年□月□日付受社第□號ヲ以テ
職業補導委託ニ係ル何月分經費

補導職名	委託期間	委託費	被補導者住所氏名
	自年月日至年月日 何日間	日	

右請求候也

00324

年月日
住 所
氏 名 印

貢出値段
二十五圓券 二十四圓五十錢
五十圓券 四十九圓
百圓券 九十八圓
五百圓券 四百九十圓
千圓券 九百八十圓

職業補導願を役場に提出すると市町村長で調查の上「職業補導ニ關スル具申書」を調製して提出の手續をとつて貰へることになつてゐる。

利率 年三分六厘八毛
利廻 月一日、十二月一日の二回
利拂期日
償還期限 昭和三十一年十二月一日

元利金支拂場所

全國郵便局、日本銀行本支店及代理店

一割引國庫債券

十圓券 七圓
二十圓券 十四圓

賣出期日 八月二十一日より九月一日まで

種類 利札附國庫債券



郵便局窓口賣出
支那事變國債

償還金支拂場所 全國郵便局、日本銀行本支店及代理店

00326

00325

00327

時	指	眼	簪	指	時	、計
帶	止	金	具	鏡	側	環
四	壹	壹	壹	壹	貳	貳
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	湯所町	元魚町二	鳥取市賀露町
二階町四丁目	西町	元鑄物師町				
浦	尾	鈴	木	橋	但馬文太郎	岩田榮太郎
好	人	文	文	詰	恭子	德永みち
雄	人	惠				

日英會談とその反響

第十號記事中脱落本報第十號七頁上段六行
「づ」の次に左の二十一字を脱落
「事變費を賄ふために發行せらるゝ國債の
消化が」

日米通商航海條約米國廢棄を通告す

發行者鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣氣高郡大正村大字古海
鳥取刑務所

昭和十四年八月四日印刷
昭和十四年八月四日發行